

令和2年1月14日中間市水道事業告示第1号

中間市水道事業あり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 中間市水道事業（以下「水道事業」という。）の今後のあり方を検討するため、中間市水道事業あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、協議し、検討する。

- (1) 水道事業の将来的な位置づけとあり方に関する事。
- (2) 水道事業の経営改善と経営形態の確立に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業の運営に必要と認められる事。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が就任を依頼する。

- (1) 水道行政に精通する者
- (2) 行政運営に知見を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該委員の委嘱の日から所掌事務を終える日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議での発言又は必要な資料等の提供を求めることができる。

(謝礼)

第7条 委員が会議に出席したときは、謝礼（交通費を含む。）として、1回の出席につき、11,300円を支給する。

- 2 地方公共団体の常勤の職員である委員に対しては、謝礼を支給しない。

(守秘義務)

第8条 委員は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 第6条第3項の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、上水道課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、市長が招集する。